

別紙

諮問第1652号

答 申

1 審査会の結論

「苦情処理一覧簿及び苦情処理票」を対象公文書として特定した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会が受理した苦情（令和〇年第〇号）をうけて、警視庁が行った調査・措置・報告の過程で作成・取得した一切の文書、図面、写真、フィルムおよび電磁的記録。（メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、報告書、聞き取り記録、その他関連するものを含むが、これらに限定されない）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年1月19日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年9月26日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年6月29日に実施機関から理由説明書を、同年8月29日に審査請求人から意見書を收受し、同年7月31日（第212回第三部会）及び同年9月27日（第213回第三部会）に審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書 1 及び 2 を特定し、同表に掲げる非開示部分及び根拠規定のとおり、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、本件一部開示決定により開示を受けた別表に掲げる本件対象公文書 2 に関して、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東京都条例第 130 号）附則 3 条 3 項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則 2 条 1 項の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）に基づく開示請求を行った。これに対し、警視総監は令和 4 年 3 月 1 日付で一部開示決定（以下「保有個人情報一部開示決定」という。）を行った。

さらに、審査請求人は、保有個人情報一部開示決定により開示を受けて知ることとなった文書は、本件対象公文書 2 と重複しているところ、その記載内容から、本件一部開示決定における対象公文書の特定が不十分であるとして、本件一部開示決定を取り消し、公文書を改めて特定した上で開示を求める旨を主張している。

以上のことから、審査会は、本件一部開示決定における文書特定の妥当性について審議するものとする。

ウ 苦情処理について

実施機関における苦情処理の手続については、広聴事案の処理手続に関する規程（平成 13 年 5 月 31 日付都公委規程第 3 号。以下「処理規程」という。）及び広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成 13 年 5 月 31 日付通達甲（副監、総、広、聴 1）第 16 号。以下「通達」といい、処理規程と併せて「処理規程等」という。）等により定められている。

また、処理規程 2 条では「苦情とは、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたと

して個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。」と定められ、通達には苦情処理の手續に係る運用上の留意事項等について定められている。

エ 本件対象公文書の特定について

実施機関は、本件審査請求に係る苦情（以下「本件苦情」という。）処理の手續において作成された文書を保有場所によって区別した上、別表に掲げる本件対象公文書1及び2のとおり特定した旨説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件苦情は、公安委員会宛ての文書による苦情の申出であり、実施機関における苦情の処理については、処理規程4条から9条までに規定された手續に基づいて運用され、その際に実施機関が作成すべき文書や送付を受け保有すべき文書については、通達に定めがあることが確認されたため、以下検討する。

(ア) 本件対象公文書1について

a 広報課保有のもの

通達では、文書による苦情の申出を受けた公安委員会室の幹部は、申出事項を確認した後、苦情申出の文書の概要を苦情処理票に記載し、当該苦情処理票（以下「苦情処理票（公安委員会作成）」という。）の写し及び当該苦情申出の文書の写しを広報課長に送付すること等と定められている。

また、公安委員会から苦情処理票（公安委員会作成）の写し及び苦情申出の文書の写しの送付を受けた広報課長は、処理規程等に基づき苦情処理一覧簿（B）に受理番号、受理（收受）月日、件名、申出者氏名、関係所属送付月日、取扱所属又は主管係等の所要事項を記載することとなり、苦情処理一覧簿（B）は警察署の警務係及び警察署以外の所属の庶務を担当する係に備え付けることとされ、年ごとに保存・管理されている。

審査会は、本件対象公文書1（1）の中に、本件苦情に係る受理番号、受理（收受）月日、件名等が記載されていることを確認した。

b ○○警察署保有のもの

通達では、前記 a の広報課長は、公安委員会から送付を受けた苦情処理票に追記したもの（以下「苦情処理票（広報課作成）」という。）の写し及び苦情申出の文書の写しを取扱所属長に送付しなければならない旨定められ、本件苦情においては取扱所属である〇〇警察署に送付している。

広報課長から苦情処理票（広報課作成）の写し及び苦情申出の文書の写しの送付を受けた取扱所属長は、処理規程等に基づき苦情処理一覧簿（B）に前記 a に記載の所要事項を記載することとなり、苦情処理一覧簿（B）は、前記 a 記載のとおり警察署の警務係において保存・管理されている。

審査会は、本件対象公文書 1（2）の中に、本件苦情に係る受理番号、受理（收受）月日、件名等が記載されていることを確認した。

（イ）本件対象公文書 2 について

a 広報課保有のもの

処理規程 7 条 1 項では「苦情に係る事案について必要な調査及び措置（以下「調査等」という。）を行う所属の長は、当該調査等の結果を警視総監に報告しなければならない。」と定められている。

本件苦情において、広報課長は、前記（ア） a 記載のとおり、公安委員会から苦情処理票（公安委員会作成）の写し及び苦情申出の文書の写しの送付を受け、これらの文書を保有することとなる。

また、広報課長は、〇〇警察署長から本件苦情について調査した結果である「苦情申出に関する事実調査結果について」（以下「調査結果」という。）及び苦情処理結果を記載した苦情処理票（以下「苦情処理票（警察署作成）」という。）の写しの送付を受けることとなる。

審査会が見分したところ、別表に掲げる本件対象公文書 2（1）アに記載の公文書は、苦情処理票（広報課作成）、苦情申出の文書の写し及び調査結果の写しから構成され、本件対象公文書 2（1）イに記載の公文書は、広報課長が〇〇警察署長から送付を受けた苦情処理票（警察署作成）の写しであることが確認された。

このうち、調査結果には本件苦情に係る概要、調査内容、処理結果等が記載されていることを確認した。

b ○○警察署保有のもの

通達では、苦情に係る事案について、取扱所属長は速やかに必要な調査等を行い、その結果を広報課長に回答しなければならないと定められている。

本件苦情において、取扱所属長である○○警察署長は、前記（ア）b記載のとおり、広報課長から苦情処理票（広報課作成）の写し及び苦情申出の文書の写しの送付を受け、これらの文書を保有することとなる。

また、○○警察署長は、本件苦情に係る事案について、広報課長への回答のため調査結果及び苦情処理票（警察署作成）の写しを送付することとなる。

審査会が見分したところ、別表に掲げる本件対象公文書2（2）アに記載の公文書は、○○警察署長が広報課長から送付を受けた苦情処理票（広報課作成）の写し、苦情申出の文書の写し及び調査結果の文書で構成され、本件対象公文書2（2）イに記載の公文書は、苦情処理票（警察署作成）であることが確認された。

（ウ）本件対象公文書以外の公文書について

審査会が調査結果を見分したところ、当該文書には苦情申出の概要、本件苦情に係る警察官の取扱状況等が苦情申出者らの言動を中心にして取扱開始時から終了時まで詳細に記載されていることが確認された。

また、苦情処理の報告を受けた公安委員会は、当該調査が不十分であると認められる場合、再調査や是正措置などの指示を行うところ、本件苦情処理手続においては、実施機関において再調査や是正等が行われていないことが確認された。

以上のことから、本件対象公文書1及び2については、処理規程等に基づき適正に作成されたものと認められ、かつ、本件苦情を受けて実施機関が行った調査等の過程で作成した文書に該当するため、本件開示請求に対する文書の特定に誤りはなく、他に文書が存在する特段の事情は認められないことから、本件一部開示決定における文書特定は妥当である。

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ

別表

本件対象公文書	非開示部分及び根拠規定
<p>1 苦情処理一覧簿 (B) (令和3年)</p> <p>(1) 広報課保有のもの</p> <p>(2) ○○警察署保有のもの</p>	<p>○ 非管理職の警察職員の氏名、印影及び年齢 (条例7条2号、4号)</p>
<p>2 苦情処理票 (令和○年○月○日受理、公安委員会室-○号)</p> <p>(1) 広報課保有のもの</p> <p>ア 上段決裁欄が斜線で閉じられ、左上欄外に決裁欄がないもの。苦情申出の文書及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。</p> <p>イ 上段決裁欄に印影があるもの</p> <p>(2) ○○警察署保有のもの</p> <p>ア 上段決裁欄が斜線で閉じられ、左上欄外に決裁欄があるもの。苦情申出の文書及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。</p> <p>イ 上段決裁欄が空欄のもの</p>	<p>○ 上記以外の非開示とした部分 (条例7条2号、6号)</p>